

令和8年度CO₂ネットゼロヴィレッジ創造推進パイロット事業補助金にかかる公募要領

第1 総則

令和8年度のCO₂ネットゼロヴィレッジ創造推進パイロット事業補助金（以下、補助金）にかかる公募の実施および補助金により事業を行う補助事業者の候補となるもの（以下、候補者）の選定については、この要領に定めるものとします。この要領は、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号）およびCO₂ネットゼロヴィレッジ創造推進パイロット事業補助金交付要綱（令和7年4月1日滋農振第183号）（以下、交付要綱）を遵守するものとします。

第2 趣旨

農村地域の住民が主体となった再生可能エネルギーの地産地消の取組を支援し、農業・農村における温室効果ガス排出量の削減、農村の魅力の向上、地域エネルギーの自給率の向上、災害レジリエンスの向上により持続可能な滋賀の農村を目指します。

第3 事業内容

交付要綱第4条に記載する取組とし、農村地域において再生可能エネルギーの地産地消を推進する体制整備や持続可能な取組を図る計画づくり、再生可能エネルギー設備の導入に取り組む事業主体を支援します。

第4 補助対象経費の範囲

交付要綱第4条第2項に記載する経費であって、本事業の対象として明確に区別できるものとします。

2 次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができません。

- (1) 補助金の交付決定前に実施されているもの
- (2) 消費税および地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額および当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額。）

第5 補助率および補助の上限額

第4に掲げる経費の補助率および上限額は次のとおりとします。

- (1) 交付要綱第4条第1項に記載する(1)「地域エネルギー運営組織」の整備および(2)「CO₂ネットゼロヴィレッジ地域計画」の作成についての経費は定額とし、この二つ

にかかる経費を合わせた補助の上限額は1,500千円とします。

- (2) 交付要綱第4条第1項に記載する(3)再生可能エネルギーの地産地消のための再生可能エネルギー設備の導入についての経費は2/3補助とし、上限額は1,500千円とします。

第6 応募者の要件

補助金に応募することができる者（以下、応募者）は、次の全ての要件を満たすものとします。

- (1) 交付要綱第3条に記載する地域協議会等とし、補助金の交付申請までに設立を予定している団体、または、すでに設立された団体であること。
- (2) (1)における地域協議会等の構成員が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

第7 提出書類

応募者は以下に掲げる提出書類を提出してください。

- (1) 提出鑑（様式1号）
 - (2) 計画概要書（様式2号）
 - (3) 誓約書（様式3号）
 - (4) 第6(1)に掲げる団体の構成員名簿（様式は問わない）
- 2 申請書等の提出は、所管の農業農村振興事務所田園振興課（以下、「田園振興課」という。）まで、令和8年6月16日（火）17時必着とします。
 - 3 申請書等の提出に当たっては以下の事項に注意してください。
 - (1) 申請書等は、様式に沿って作成してください。
 - (2) 申請書等に虚偽の記載をした場合は、審査対象となりません。
 - (3) 第6に掲げる応募者の要件を有しない者が提出した申請書等は無効とします。
 - (4) 申請書等の作成および提出にかかる費用は、応募者の負担とします。
 - (5) 申請書等の提出は、田園振興課に持参、郵送、宅配便（バイク便を含む）または電子メールによるデータの送付のいずれかの方法によるものとします。
 - (6) 申請書等を郵送または宅配便による場合には、簡易書留、特定記録等、配達されたことが証明できる方法によってください。また、電子メールによる場合は田園振興課に着信確認をしてください。いかなる場合も2に掲げる提出期限までに到着しない場合は無効とします。
 - (7) 提出後の申請書等については、採択、不採択にかかわらず返却しません。
 - (8) 提出された申請書類については、秘密保持には十分配慮するものとし、審査以外には無断で使用しません。

第8 候補者の選定

(1) 候補者選定にかかる審査会の設置

提出された書類について審査し、候補者を決定するための審査会を設置します。審査会は農政水産部農村振興課長を審査委員長とし、農村振興課職員1名および耕地課職員1名の計3名を審査員とします。

(2) 候補者の選定方法

(1)の審査会において、提出された申請書類について審査します。審査会では以下の3項目を設け、各審査員が各項目に対して5段階評価をつけ、評価に合わせた1～5点を応募者の評価点とします。各委員の各項目のすべての評価点を合算した総合点が高い応募者から順に2者までを候補者として決定します。また、総合点が高い応募者がいる場合は、審査委員長の審査結果が上位の者を優先して候補者とします。なお、応募者が1者のみの場合、同様に評価し、各項目の総合点が満点の半分未満となる場合は候補者としません。

項目	基準	ポイント
① 地域への効果	・温室効果ガス排出量の削減、農村の魅力の向上、地域エネルギーの自給率の向上、災害レジリエンスの観点から、農業・農村の維持・発展に貢献する取組であるか。	1～5
② 地域住民の参画	・地域住民や地域の組織が多く参画（予定を含む）し、地域全体を巻き込んだ取組であるか。	1～5
③ 事業実施計画	・事業実施体制や事業計画に現実性があるか。	1～5
	合計	満点15

(3) 審査結果の通知

この公募要領に基づく審査を踏まえ候補者を選定し、候補者となった応募者に対してはその旨を、それ以外の応募者に対しては補助金交付候補者とならなかった旨を、それぞれ通知します。

審査結果の通知については、補助金交付の候補者となった旨を通知するものであり、補助金の交付は、別途、必要な手続を経て、正式に決定されることとなります。なお、審査結果の通知の際に、事業実施計画に条件を付すことがあります。

第9 交付決定に必要な手続

候補者は、県の指示に従い速やかに、交付要綱第5条に基づき、補助金の交付を受けるために必要な交付申請書を田園振興課に提出してください。交付申請書を田園振興課等が審査した後、所要の手続きを経て補助金の交付が決定されます。交付申請書の内容については、審査結果に基づいて修正を指示することがあります。

第10 その他注意事項

この要領による申請から補助事業の実施までは以下の事項に注意してください。

- (1) 補助金の交付が決定されるまでに実施した取組については補助対象となりません。
- (2) やむを得ない事情があった場合を除き、交付申請書の内容や交付決定後の取組がこの要領による提出内容と著しく異なる場合は、交付要綱第11条に記載する交付決定の取消しに該当することがあります。

担当／滋賀県農政水産部

農村振興課 農村企画係

TEL：077-528-3961

FAX：077-528-4888

E-mail：gh01@pref.shiga.lg.jp

(田園振興課 連絡先)

大津・南部農業農村振興事務所田園振興課

TEL：077-567-5415

FAX：077-564-2510

E-mail：gh35@pref.shiga.lg.jp

甲賀農業農村振興事務所田園振興課

TEL：0748-63-6121

FAX：0748-63-6139

E-mail：gh30@pref.shiga.lg.jp

東近江農業農村振興事務所田園振興課

TEL：0748-22-7722

FAX：0748-23-4912

E-mail：gh37@pref.shiga.lg.jp

湖東農業農村振興事務所田園振興課

TEL：0749-27-2222

FAX：0749-24-6229

E-mail：gh32@pref.shiga.lg.jp

湖北農業農村振興事務所田園振興課

TEL：0749-65-6620

FAX：0749-64-1597

E-mail：gh33@pref.shiga.lg.jp

高島農業農村振興事務所田園振興課

TEL：0740-22-6036

FAX：0740-22-4393

E-mail：gh34@pref.shiga.lg.jp